

知ってほしい!

治療用装具

のキホン



医師が「治療上で必要」と認め、オーダーメイドで治療用装具を作製した場合、申請により支給基準に基づき、愛三健保から療養費が支給されます。

Q.1

治療用装具には
どんなものがあるの？

A. コルセットやインソール、
小児治療用眼鏡などがあります。

たとえば…



コルセット



インソール



小児治療用眼鏡



弾性着衣

治療を目的として、医師の指示のもと
一時的に使われるものに限りです！

Q.2

どんな装具でも
療養費の対象(健康保険が適用)となるの？

A. 医師が治療上で必要と認め、
オーダーメイドで作製したもので、
愛三健保が認めたものに限られます。

このような場合は療養費の適用外です！

- × 日常生活やスポーツ等における能力向上・改善目的のもの
- × 職業上で必要となるもの
- × 原因疾患の治療目的でなく、単に症状緩和を目的とするもの
- × 市販品を加工・転用したもの

医師や装具業者がすすめる装具のすべてが
療養費の対象となるわけではありませんので、
ご注意ください！

! 治療用装具の不正請求が相次いで発覚しています！

治療用装具の作製費をめぐる、「領収書と作製した装具が違う」などの不適切な事例が多く報告されています。装具を購入したときは「領収書」の内容をしっかりとチェックしましょう！

こんな不適切な
事例が…

- ・市販品を治療用装具として2倍の額で患者に販売した
- ・1足分しか保険請求できないにもかかわらず、2足作製し、1足分と偽って不正請求した など



治療用装具について詳しくは愛三健保のホームページをご覧ください。

<https://www.aisan-kenpo.or.jp>

トップページ

健保の給付

立替払いをしたとき

申請書類の
ダウンロードも
こちらから！

【お問合せ先】

愛三工業健康保険組合

TEL 0562-48-1579